

予算決算委員会第3回定例会（全体会） 会議録

日 時 令和2年9月8日（火曜日）

午後2時46分開会，午後3時13分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

1 開 会

2 議長あいさつ

3 審査内容

議案第56号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）～第1表歳入歳出
予算中歳入

4 閉 会

出席委員（24名）

委員長 吉田 千鶴子

副委員長 海老原 一郎

委 員 久松 猛

委 員 内田 卓男

委 員 福田 一夫

委 員 柏村 忠志

委 員 寺内 充

委 員 吉田 博史

委 員 矢口 清

委 員 柳澤 明

委 員 柴原 伊一郎

委 員 篠塚 昌毅

委 員 小坂 博

委 員 鈴木 一彦

委 員 平石 勝司

委 員 下村 壽郎

委 員 今野 貴子

委 員 島岡 宏明

委 員 塚原 圭二

委 員 勝田 達也

委 員 矢口 勝雄

委 員 目黒 英一

委 員 奥谷 崇
委 員 田子 優奈

説明のため出席した者（１２名）

副市長	東 郷	和 男
副市長	栗 原	正 夫
市長公室長	川 村	正 明
市民生活部長	塚 本	隆 行
保健福祉部長	塚 本	哲 生
都市産業部長	船 沢	一 郎
教育部長	羽 生	元 幸
消防長	鈴 木	和 徳
議会事務局長	小松澤	文 雄
政策企画課長	佐々木	啓
財政課長	山 口	正 通
財政課長補佐	石 引	康 博

事務局職員出席

局 長	小松澤	文 雄
次 長	天 貝	健 一
係 長	小 野	聡
主 査	寺 嶋	克 己
主 任	松 本	裕 司

傍聴者（０名）

○吉田（千）委員長 只今から、第3回定例会予算決算委員会を開会いたします。本日は、定例会において、当予算決算委員会へ付託されました議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）の内、歳入についての審議をしていただきます。それでは、これから歳入の審査に入ります。マイクの使用をお願いします。それでは、議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。歳入について、執行部より説明願います。16款国庫支出金、17款県支出金、19款寄付金、21款繰越金、23款市債及び第3表地方債補正を執行部より説明願います。

○山口財政課長 議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）。私の方からは、今回の補正予算の歳入について説明させていただきます。議案書の22ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正歳入。新型コロナウイルス感染症対策など、当初予算に見込めなかった事業費等の財源として、国・県支出金、寄付金等を充当するもので、総額で13億256万3,000円を増額計上するものでございます。内容につきましては28ページをお願いいたします。16款国庫支出金2項国庫補助金につきましては、備考欄にもございますように、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございまして、マイナンバーカードは、住民票を基礎としており、国外転出者は利用できないことから、国外転出者もマイナンバーカードを利用できるよう住民基本台帳システムの改修を実施するものですが、その改修費用に対しては、全額国の補助があることから国庫補助金を計上するものでございます。続きまして、16款国庫支出金4項国庫交付金につきましては、一項目を除いて財源更正も含めまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。補正予算額の合計欄にもございまして、9,569万円を減額補正するものでございます。1目総務費国庫交付金につきましては、二項目ございます。一つ目の事務管理費の交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及びペーパーレス化業務の効率化を推進するため、既存のインターネット閲覧用タブレットに事務用ソフトを導入するための費用の財源として、地方創生臨時交付金を計上するものです。二つ目の広報広聴費の交付金につきましては、こちら新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としてテレワークが広がりを見せていることから、地方への移住に関心のある方に本市に滞在してもらいながらテレワークと自転車を活用した生活体験をしてもらうテレワーク移住体験ツアーを実施するための費用の財源として臨時交付金を計上するものです。2目民生費国庫交付金につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策として、妊婦が検診の受診等で移動する際、公共交通機関等を避けて移動できるよう初乗り運賃相当額となるタクシー利用券を助成するための費用の財源として臨時交付金を計上するものです。5目商工費国庫交付金につきましては、県におきまして、地域企業活力向上応援事業として、事業継続や需要創出を応援するため、市町村が行う家賃支援事業やプレミアム付商品券発行事業などに対し、補助金が出ることとなったことから財源更正を行い充当予定であった臨時交付金を減額するものでございます。7目教育費国庫交付金2節社会教育費交付金につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、各地区公民館の和式のトイレを蓋付きの洋式トイレに改修するための費用の財源として、臨時交付金を計上するものです。4節幼稚園費交付金

につきましては、4月1日付で専決処分をさせていただいた内容と同様になりますが、市立幼稚園、2園における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、マスクや消毒液、飛沫防止パーテーション、サーキュレーター等の消耗品購入費用に対して、改めて国の10分の10の支援がありますことから国庫交付金を計上するものでございます。こちらの項目のみ地方創生臨時交付金とは別の交付金となっております。6節保健体育費交付金につきましては、小・中・義務教育学校での集団感染のリスクを避け児童生徒が安心して学ぶことができる体制を推進するため、マスクや消毒液、非接触型体温計等の感染予防用消耗品を追加購入するための費用の財源として臨時交付金を計上するものです。9目消防費国庫交付金につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として救急車内や資機材などを除染するため、新型コロナウイルスを不活性化させる効果が期待できるオゾンガス式除染装置やN95マスクなど消耗品の購入費用の財源として臨時交付金を計上するものです。10目議会費国庫交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン会議ができる環境整備、併せてペーパーレス化、業務の効率化を図り議会のICT化を推進するため、市議会議員の皆さまに配布するタブレットの購入費、システム使用料等の財源として、臨時交付金を計上するものです。29ページの方をお願いいたします。17款県支出金2項県補助金につきましては、総額で1億7,005万9,000円を増額計上するものでございます。2目民生費県補助金5節児童福祉費補助金につきましては、公立及び民間の保育所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、消毒液等の消耗品や空気清浄機等の備品の購入費用に対し国から県を通して10分の10の支援がありますことから、県補助金を計上するものです。8節障害者総合支援事業費補助金につきましては、特別支援学校等の臨時休業に伴い、障害児の放課後等デイサービスの利用増加分について、負担軽減を目的として利用者へ全額補助するための費用について、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合が定められており、国負担分も県を通じて交付されることから県補助金を計上するものです。5目商工費県補助金につきましては、先ほど国庫交付金のところでも説明させていただきましたが、県におきまして、市町村が行う家賃支援事業やプレミアム付商品券発行事業などに対し支援がありますことから、財源を更正し県補助金を計上するものでございます。続きまして、19款寄付金でございます。1項寄付金1目ふるさと土浦応援寄付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市内の高齢者施設に配布する非接触型の体温計購入費用の財源としてガバメントクラウドファンディングを活用し寄付金を募りますことから、寄付金を増額計上するものでございます。21款繰越金でございます。令和元年度の歳入から歳出を差し引いた繰越金、形式収支ともよばれますけれども、そこから令和2年度に繰り越した歳出予算に充当すべき金額を差し引いた実質収支につきましては、計の欄にもございましており14億1,144万7,000円となっております。この金額から今回の定例会までに補正予算の財源として充当した金額2億451万4,000円を差し引いた残額を計上するものでございます。決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定によりまして、2分の1を下らない額を積立又は繰上げ償還しなければならないとされてお

りますので新型コロナウイルスの影響によりまして、市税等の減収も予想され第3波、第4波への対応など、今後、財源不足も見込まれますことから純剰余金の半分を財政調整基金に積み立てまして、補正予算等の財源として充当した額を差し引いた残額につきましては、老朽化した公共施設・インフラ等の改修・更新に備えるため、公共施設等総合管理基金に、また、上大津地区の適正配置、大規模改修、非構造部材の耐震化など学校施設整備に多額の費用が見込まれることから、市立学校施設整備基金に積立てを行う財源とするものでございます。23款市債1項市債4目消防費債につきましては、現在、消防本部庁舎1階に設置をしております「いばらき消防指令センター関連機器」や「茨城県防災システム機器」等の通信設備等を3階に移設するための費用の財源に緊急防災・減災事業債を充当するものでございます。続きまして、25ページの方にお戻りいただいて、第3表地方債補正でございます。先ほど市債の増額計上について説明させていただきましたが、その分の地方債を補正するものでございます。消防施設整備事業において5,370万円から6,790万円に、全体では39億6,030万7,000円に増額するものでございます。本定例会に議案として提出いたしました、補正予算の歳入の説明につきましては、以上でございます。

○吉田（千）委員長 それでは、ご質問ございますか。

○内田委員 2つばかりあるんですが。1つは先だってお願いして委員会の時にお願いをして、栗原副市長にお願いをして、今朝ですか、配られた修正された臨時交付金の件で1億8,000万くらい、今、残高ありますよと。この決算の中でですね、残りの1億8,000万はまあ、国の方から当然お金は来ちゃっているんでしょ。その来たお金はどこに預かっているの。この予算の組み合わせの中で。というのが、まず1つ。もう1つがですね、実は茨城新聞で見たんですが、消防署のこの1,400万ですか。の件。消防庁舎確か2・3年前ですよオープンしたのね。それに対して、移転するということ。それは浸水。いわゆる災害の時の浸水が何メートルの制限がそれが今度はずっと深くなるというような国の方向のあれで、結果的に1階じゃ浸水するから駄目だから3階へ移転するんだみたいな。確か新聞に出ましたよね。ということは。これは設計ミスだったの。ということは国の制度を予測できなかったとかね。そういうことで、新たに市債を発行してまでやる仕事なんですから。それなりの大きなことなのかなと思って質問しました。よろしくお願いします。

○山口財政課長 地方創生臨時交付金についてのご質問があったかと思います。交付決定額12億5,719万1,000円の交付決定を受けておりますけれども、交付決定は受けておりますが、まだ、お金の方は払われておりませんので、市の方には歳入されていないというところでございます。

○内田委員 ということは、どの時点でお金。ということは、今までこう予算決算出ていますよね、いろんな事業で35事業ですか。これはまだお金入っていないの。これから入るの。その入金とその辺のあれのタイミングが私は構造上よくわからないから聞いているんだけど。例えば、まとめて十何億入ってき、そこからこう使い分けているのかなというふうに思って。素人ながら思っていたんですけども。それぞれ申請すれば

その枠内でお金が使えるというお金なの。だから、僕らはまとめてボンと来てそれを使っているというイメージで僕は思っていた。もし、ならば、そのお金どこにあるのよと。いうふうに単純に思っているわけ。その辺ちょっと教えてください。

○山口財政課長 先ほどの12億5,000万円のお金というのは、これ限度額でございまして、最初から交付されているわけではないということで。これからいろいろな事業を行って概算の要求をして、そこからお金が入ってくる。最終的には使い切ったといえますか、それより上の金額を使えば、最終的に12億5,000万まで入ってくるといようなことで。現在はまだ、収入の方はされていない状況でございます。

○内田委員 いつ入るの。

○山口財政課長 ちょっと、まだ、国の方から示されておりませんので、はっきりちょっとわかりませんので。今後わかり次第ですね皆様の方にお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○内田委員 というのはね。これ議会とおりますよね。そうすると今度は実行されていくでしょ。ということは。入らないのに出て行っちゃうという可能性もあるわけだよな。そうだよな。そういう運転資金のことじゃないんですけれど。そういうことってどういう仕組みになっているのかなという素朴な疑問です。

○山口財政課長 実際にまだ交付金を受けていませんので、その間の歳出につきましては、当然、一般財源を充てておきまして、後ほどその分のお金が入って来るといような仕組みになっております。

○内田委員 はい。わかりました。もう1つか。

○鈴木消防長 消防本部の通信施設の3階への移設についての先ほどのお答えをいたします。平成29年にですね、国交省の方でハザードマップが改正になったわけなんでございますが、その前の時点でのハザードマップでは、田中町は1メートルから2メートルの浸水区域となっておりました。それを元にあそこの場所に消防本部が設置されたと思うわけなんです。ある程度の嵩上もありまして1メートルから2メートルということであれば、1階の部分。床上浸水くらいという形で考えていたところでございますが、平成29年に国の方が改訂になりまして、それを受けました土浦市の洪水ハザードマップ。これ平成30年に改正されたんですが、この時には3メートルから5メートルということで。いわゆる雨量とか。そのもの、もろもろは国の方でちょっと計算方法が変わったということもあるんですが。それを受けますと3メートルだと1階部分は浸水してしまうだろうと。5メートルだと2階部分まで来るだろうということで。通信機器の部分におきまして、災害が起きた時に県等と連絡する通信網が途絶えることを危惧しまして、その通信の部分。また防災システム等の部分だけは3階の方に移設させていただきたいということで、今回補正をさせていただいた次第でございます。

○内田委員 ということはね。土浦市は間違っていないんだよと。設計士も間違っていないんだよと。国が一方的にやって来たからということで。これは国の方からは補助金も何にもないんですか。これ。

○鈴木消防長 昨今の洪水。全国の洪水のことがありまして、こちらで使わせていただ

きます地方債。緊急防災減災事業債でございますが、こちらは元々東日本大震災を契機として10年間限定の地方債でございました。今年の1月に国の方から浸水対策。今回ありました電源設備の上階への移設等、こちらの方にもこの事業債を使って、そういう対策をしてくれというようなことが国から通知があったことを受けて。これが令和2年度末までの期限があるものでございまして、今回急遽出させていただいた次第でございます。

○内田委員 ということは、後で見返りが。発行してからね。そのあれが交付金か何かで戻ることなのかな。

○鈴木消防長 緊急防災減災事業債はですね。充当率100パーセントでございまして、地方交付税で措置されるのが70パーセント。7割が措置されるというようなものでございます。

○内田委員 ありがとう。

○平石委員 今、内田委員の方からありました、地方創生臨時交付金について、ちょっと関連でいくつかお聞きさせていただきたいと思うんですけれども。残額1億8,000万あるというお話だったんですが、これは今年度中に事業として使うものなんでしょうか。あともう1点が、例えば、今上限というお話がありましたけれども、この上限に万が一満たなかった場合というのは、国にある意味返還ということになるのか。その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが。

○山口財政課長 この地方創生臨時交付金は繰越も出来るんですが、今年度中に事業の開始がされない限りはですね。いけないということになっておりますので、まず、今年度の事業化というのが必至になっております。それから限度額に満たない場合というお話がございました。今事業計画の方はすでに国の方に提出はしてあるんですけれども。限度額に満たない場合には、お金を返すというよりは、お金が来てませんので、その分までしか交付金の方が来ないということになります。

○吉田（博）委員 山口課長さ。議員の中でみんなね繰越金に対する認識が、あんまり知らないんですよ。で、もう一回説明して欲しいんだけど。その繰越金というのは、いわゆる繰り越した金、全部使えないんだろうよな。要は。いわゆる国が各地方自治体にお前らのところ全部繰り越したら何に使われるかわからないと。だから半分は基金とか、そういうのに率の高いやつを繰上償還するようなのに使えよと。だから半分だけは次年度使っていいけれど、半分はそういうふうにしろということなんだろう。要は。もう一回ちょっと良く説明してくれる。

○山口財政課長 吉田（博）委員のおっしゃるとおりでして、健全財政を目的として法律で決められていますから、本当に健全財政を目的としておりますので、今おっしゃられたように、剰余金の2分の1を下らない額は繰上償還するか基金に積立てなさいというような法律でございますので。その2分の1について今回財政調整基金の方に7億ほど積ませていただくと。それから今まで補正予算の財源として繰越金というのを計上してきましたので、その分を差し引くとまだ残額が繰越金でするので、その残額についても今回予算化をして基金の方に、これからの資金のために積立てをしたいというもので

ございます。

○吉田（博）委員 要は、国は各自治体を信用していないんだよな。はい。わかった。

○佐々木政策企画課長 先ほど内田委員からご質問がございました、交付金の歳入の話でございます。先ほど誤りがありました。1次分と2次分。1次分で3億3,100万と。2次分で9億2,600万ということですね。1次分で3億3,100万につきましては、7月中にですね全額いただいております。残りの9億2,600万につきましては、年度末にですね実績を出したうえでですね。その金額ですか、見合った分ですね、それをいただくような形でですね、今調整しているところでございます。

○内田委員 ということはね、佐々木課長ね。年度末に来るんでしょ。ということはその間事業を実施しているわけだよな議会が。その間やっぱりこちらで繋いでおくしかないということだ。その金額を。

○佐々木政策企画課長 基本的に概算払いというのは、今でも出来る状況でございます。ただ、土浦市の場合は現金の方が、そちらに充てる現金が今あると。交付金の上限が示されておるということですね。今その現金を充てて事業を実施し、最終年度にですね、その実績に基づいて交付をいただくというような形で進める予定でございます。

○内田委員 ということは、土浦市はそこそこね現金が遊んでいる自治体だから、そっちの現金を使って、最終的にする。とこういうわけなんだけれど。余裕のない自治体だってあるよね。そうすると市中の銀行から金借りて来るしかない。こういうことが起こりうるということだね。

○山口財政課長 手元の資金が無くなれば、基金に積立ててあるお金をまずは借りると。それでも足りなければ、市中の銀行から一時借り受けるという手順になります。

○内田委員 はい。ありがとう。

○吉田（千）委員長 他にございますか。ありませんか。

（「なし」という声あり。）

○吉田（千）委員長 質疑もないようでございますので、それでは、次回予算決算委員会までに報告書をまとめてまいりますので、9月18日（金）午前中は視察がございまして、午後に参集願います。ご審議をいただきましてありがとうございました。これにて予算決算委員会を閉会いたします。